

第2節 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

政策3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～

施策232 子育て支援策の推進

基本事業23202 母子保健対策の推進

(主担当:地域保健課)

主な取組内容

- ハイリスク児の養育支援や市町支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた機能強化に努めます。

1 母子保健対策事業

(1) 健やか親子支援事業

ア 事業の目的

心身の発達に問題を抱える子ども及び養育上の問題を持つ保護者とその子どもに対して、支援を行い、状況に応じた適切な助言・指導を行い、養育の負担軽減につなげた。また、関係機関との調整を図ることにより、地域で安心して生活できるよう支援を行った。

イ 実施内容

① 面接相談

小児慢性特定疾患等の医療費給付申請時に面接を行い、家族の抱える問題点の把握を行った。相談は長期療養児や手術を必要とする児の保護者が多く、特に医療費の助成に関する内容が多数を占めた。

② 家庭訪問

管内市町や医療機関等の関係機関と連携し、児の発育・発達に問題のある場合のみならず、母親への育児支援にも重点をおき、母親が地域で問題を抱え、孤立化しないよう支援を行った。

	妊産婦	未熟児（再掲）	新生児・乳児 (未熟児除く)	幼児以上
実件数	1	2	5	1
延件数	1	2	5	1

③ 研修会・関係機関連絡会議

内 容	対 象	開催回数
(虐待予防) ・桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会 ・木曾岬町子ども虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク ・菰野町要支援親子ケース検討会	虐待防止事業担当者、 学校関係者、医療関係者、 保健福祉関係者等	18回
(母子保健体制の整備) ・桑名地区乳幼児健診検討委員会 ・いなべ市・員弁郡医師会乳幼児健診検討委員会	小児科医師、産婦人科 医師、病院MSW、保 健師等	9回
(研修会) ・桑名管内母子保健担当者研修会の開催	訪問看護ステーション 看護師、市町保健師、	1回

ウ 考察及び課題

管内では医師会主催の乳幼児健診委員会等、行政と医療機関の連携体制が構築されている。さらに管内小児科医師を中心とした、在宅療養児支援の検討も行っている。

平成25年4月1日より、未熟児家庭訪問等の事業が市町村へ権限移譲された。今後は、精神疾患をもつ母親や産後うつを発症する母親等に対し、医師や関係者と連携しながら母親等のメンタルヘルスを中心に母子保健の推進、向上を図っていくこととする。

2 母子医療対策事業

(1) 育成医療

障害者自立支援法第52条により、18歳未満の児童で、このまま放置すれば将来日常生活にかなりの支障を残すと見られる障がいを持っており、手術をすることで確実な治療効果の期待できるものに対し、医療給付を行った。(平成25年度から市町に委譲)

平成25年度

	総計	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声言語機能障害	先天性心臓障害	腎臓障害	その他の内臓障害	免疫機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害
給付件数	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
桑名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなべ市	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菰野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 養育医療

身体の発育が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないため、入院養育が必要と認められる1歳未満の乳児に対し、母子保健法第20条による医療給付を行った。(平成25年度から市町に委譲)

平成25年度

	計	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町	菰野町	朝日町	川越町
承認件数	5	1	3	0	1	0	0	0

(3)小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患については、治療が長期にわたるため、医療費の負担が高額となる。これを放置することは、児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減を図っている。

(平成26年3月31日現在)

	計	悪性 新生物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先天 性代 謝異 常	血友 病等 血液 疾患	神経・ 筋疾 患	慢性 消化 器疾 患
給付件数	589	74	57	21	91	191	17	27	22	26	34	29
桑名市	172	19	14	3	29	67	4	6	9	8	6	7
いなべ市	36	3	6	0	10	11	0	2	0	2	1	1
木曾岬町	4	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0
東員町	24	3	2	3	2	7	1	1	0	0	1	4
菰野町	38	10	6	0	5	13	0	1	0	1	1	1
朝日町	10	1	0	1	1	4	0	1	0	0	2	0
川越町	22	0	1	0	1	14	1	0	1	2	1	1
四日市市	283	38	28	14	43	72	10	16	12	13	22	15

(4)特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、経済的負担が重いことから、十分な治療が受けられず、望んでいるにも関わらず子どもに恵まれない方も少なくない。このことにより、平成16年度から特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

平成25年度

	計	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町	菰野町	朝日町	川越町
助成件数	521	261	75	18	37	52	32	46

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が行なわれます。

(1) 人工妊娠中絶

(平成25年度分)

年齢 在胎週	総数	15歳 未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	不詳
総数	821	3	4	7	16	18	40	154	163	170	175	65	6	0
満7週以前	546	1	2	2	8	10	22	97	112	121	121	46	4	0
8週～11週	225	1	1	3	5	6	14	44	42	40	49	18	2	0
12週～15週	20	1	0	0	1	2	1	4	4	4	3	0	0	0
16週～19週	23	0	1	2	1	0	3	9	3	2	2	0	0	0
20週～21週	7	0	0	0	1	0	0	0	2	3	0	1	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

衛生行政報告例から

(2) 不妊手術届出数

(平成25年度分)

年齢 区分		総数	年齢								
			20歳 未満	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50歳 以上	
女	第3 条 該当	第1号該当	4	0	0	1	2	1	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	0	0	1	2	1	0	0	0	

衛生行政報告例から